

同時発表 愛媛運輸支局

平成30年7月19日

## 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の伸長について

平成30年7月豪雨に伴い、愛媛県内の一部地域<sup>\*1</sup>に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等<sup>\*2</sup>のうち、その有効期間が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものについて、平成30年8月6日まで伸長します。

\*1 大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

\*2 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略する等のために指定自動車整備事業者が発行する保安基準適合証及び保安基準適合標章。

平成30年7月豪雨に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、以下のとおり、愛媛県内の一部地域<sup>\*1</sup>に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等の有効期間の伸長を行うこととし、本日公示しましたのでお知らせします。

### 1. 対象となる保安基準適合証等

愛媛県内の一部地域<sup>\*1</sup>に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等のうち、有効期間が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのもの。

### 2. 措置内容

保安基準適合証等の有効期間を平成30年8月6日まで伸長する。

#### 【問い合わせ先】

四国運輸局

自動車技術安全部整備・保安課

（担当）松田、植田

（電話）087-802-6783

# 公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

愛媛県内の一部地域\*に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

### ※一部地域

大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

平成30年7月19日

四国運輸局

愛媛運輸支局長





四運技整第131号の2  
四運技技第170号の2  
平成30年7月19日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長



平成30年7月豪雨に伴う保安基準適合証及び保安基準適合標章  
の有効期間の伸長について

平成30年7月豪雨に伴う保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間  
について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に  
関する法律（平成8年法律85号）第3条の規定に基づく、国土交通省告示（平  
成30年7月19日付け第947号）により、愛媛運輸支局において、別紙（写  
し）のとおり公示したので通知します。